

亀岡市障害者基本計画等策定委員会規則（案）

（位置づけ）

第1条 亀岡市障害者基本計画等を策定するにあたり亀岡市障害者施策推進協議会（昭和57年条例第16号）を亀岡市障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）として位置づける。

（目的）

第2条 亀岡市障害者基本計画（以下「基本計画」という。）及び第4期亀岡市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定することを目的とする。

（座長）

第3条 委員会に座長を置き、座長は、亀岡市障害者施策推進協議会会長（以下「会長」という。）の指名によって決定し、次の事務について会長の事務を代行する。

（1）委員会に関する議事の進行

（2）前号に係る意見集約及び意志決定

2 座長は、前項第2号による最終報告を会長に行い、会長の承認を持って亀岡市障害者施策推進協議会の決定に代えるものとする。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、平成26年 月 日から施行する。

注) これは委員会内規則であり、市の規則ではありません。